**度に改正されているため、** 

本来で

また、

法律は令和5年

程するべきではないか

施行期日は令和

6年5月27

日です。

ま

た法律の

施行に

あれば、

2月議会までに議会へ上

が、

が

所有する財産は無くなる

産区は解散することになる

(議案第47号について)

P.4

参照

今回の譲渡で朝比奈財産区

議会の様子は「YouTube」 で配信されています。

財

ح 財産区運営手引きに記載 産が 無くなれば消滅 角議会で朝 毘 す 奈 る

財産 を上程する予定です。 理会条例を廃止

催しました。

委員会での質疑は次

令和

6年6月18日に

委員会を

開

とおりです。

議案第43号について】

P.3

参照

上位法令の施行期日はいつ

連携を密に 分理解したうえで、 を提出しました。 上に努めるよう強く求める意見書 行にあたっては、 ぉੑ 執行部に対し、 住民サー 法律の趣旨 関係部署との ・ビスの 条例の施 を十 向

され 区管 7 11 ま す。 9

する議案

は次のとおりです。 きし 和 6 た。 年 6 月 18 委員会での 日に !委員会を 主な質 護会の様子は「YouTube 疑 開

伴う形式的

な改正であるため、

公

布の日としました。

サービスの向上ではない

そのとおりであり、

デジ

夕

(議案第45号について)

P.3

参照

利用者の身体拘束の

現

状

ル

化の

推進を含め、

関係課

は

きかけていきます。

問

法

律

の

趣

旨

は

マ

イナン

バーカ

ード ド

を利用し

た住民

|やむを得ない場合を除き、 身体 (所者 どうなっているの を保護するため、 利 用者) 0) 生命又 か 原 緊

は

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権

発売は、国家による取入の八権で言か。 元のる。 発売被告者の八権 教済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住 民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。 しかし、 冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律 (刑事 訴訟法第4編「再審」) 上の規定は、わずか19か条しかなく、再審 手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられている とから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性 も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関 の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済する ための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある 証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、 再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大き な差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開

なるアナン (これの) 大海(での) これを定正するためには、血液所 ボのルールを定めた法律の制定が不可欠である。 さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを 行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられてい る。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにと どまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも 有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申し立てを 認めるべきではない。

よって、国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事 項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに改正するよ う求める。

- 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備する
- 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和6年6月28日

静岡県御前崎市議会

衆議院議長 殿内閣総理大臣 殿 参議院議長 殿 総務大臣殿 法務大臣殿



議会で使われる言葉って 難しい!

本会議や委員会で使われる 言葉をわかりやすく解説 します。

# 承認とは

専決処分の可否を決定することです。

※専決処分とは、議会の議決が必要な 事項のうち、時間的に議会の招集を 待てない緊急の場合などに、市長が 代わって意思決定をすることです。

## 同意とは

副市長、教育長などの特別職や、 法に基づく委員の選任(任命)に ついての案件の可否を決定するこ とです。

ドで 5 則禁止され つながることもあります。 またそれに対応する職員のけ より 暴れてしまうなど落下や 入所者の け がを てい 症状 す ・ます。 る危険 によ つ 性 ては か が そのよ あ 転倒 が ベ な ŋ ッ が

> 身 す

11

ております

束をさせていただくことも り、 うな緊急上 が、 体拘束を行 本 当 人の ヨ市では 安全を最優先に身体 やむを得 つ た事例はな 令和2年度以降 な 11 場 一合に あ Ŋ と聞 ŋ は ま 拘 限